

電子入札執行に関する事項等(建設工事)

項 目	内 容
入札保証金	・ 免 除
契約保証金	・ 契約金額が 500 万円以上の場合 契約金額の 10%以上 ・ 契約金額が 500 万円未満の場合 免 除
前払金	・ 請負金額が 200 万円を超える工事の場合 有 (40%以内： (1 万円未満の端数切捨て))
中間前払金	・ 請負金額が200万円を超える工事で、かつ、工期が60日を超える場合 有 (20%以内： (1 万円未満の端数切捨て))
入札回数	2 回 (1 回目の入札で、全ての応札価格が予定価格に達しないとき、再度 2 回目の入札書を提出できる。なお、失格者は再度の提出はできない。)
設計図書	入札情報公開システムからダウンロードするものとする。
案件概要 (提出期日等)	・ 電子入札システムの調達案件一覧に表示される該当の工事を押し「調達案件概要」で確認をすること。 ・ 最低制限価格を設定する。(事後公表)
工事費等内訳書	・ 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費等内訳書 (大分類) を提出すること。 ・ 工事費等内訳書の記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。 ・ 工事費等内訳書は、参考図書として提出を求めるもので、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
注意事項	1 入札受付期間後の入札参加は認めない。 2 次に掲げるような入札は無効となる。 ・ 入札に参加する資格がない者がした入札 ・ 記載すべき事項に記載がない入札書又は記入事項が明らかでない入札書 ・ 入札保証金を納付することとした場合、納付しない者がした入札 ・ 他人の代理を兼ねた者がした入札 ・ 誓約書を提出させることとした場合、提出しない者又はその代理人がした入札 ※最低制限価格未満の入札は、失格となる。 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) を持って落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 4 落札者の決定に当たっては、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の 110 分の 100 以上の価格をもって入札をした者のうち最低

	の価格をもって入札をした者を落札者とする。 5 質問は、指定の書式によるほか、電子入札システム内の質問事項欄に入力するものとする。質問の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
--	---